

船舶インシデント調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	平成29年6月3日 10時30分ごろ
発生場所	熊本県天草市大浦漁港東北東方沖 大浦港防波堤灯台から真方位065° 1,200m付近 (概位 北緯32° 31.7′ 東経130° 23.1′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{まぐさ丸} 菊幸丸は、漂流中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年7月24日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 菊幸丸、0.5トン
船舶番号、船舶所有者等	294-24886熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、漂流中、釣り場を移動しようとしたところ、船外機が始動できなくなった。</p> <p>船長は、海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇の乗組員が点検した結果、バッテリーが過放電していたことが判明したので、復旧作業を行ったのち、同艇伴走のもと定係港に入港した。</p> <p>船長は、本インシデント当時、船外機を停止して漂流し、魚群探知機の電源を入れたまま、釣りを行っていた。</p> <p>船長は、月平均2回釣りに出ており、毎回、船外機を停止して漂流し、魚群探知機を使用していた。</p> <p>船長は、本インシデント当時、出航する際、船外機がすぐに始動できたので、充電しなかった。</p>
分析	本船は、船長が、船外機を停止した状態で魚群探知機を使用していたバッテリーが過放電したことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が、船外機を停止した状態で魚群探知機を使用していたバッテリーが過放電したため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	船長は、本インシデント後、予備のバッテリーを搭載することとし

た。

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ バッテリーは、定期的に充電すること。
- ・ 船外機を停止した状態で、電気機器を使用しないことが望ましい。